

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、公務又は通勤により生じた」を「、公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第8条第2項第1号中「の長」を削る。

様式第5号注意事項第3項中「係る年金」を「係る休業補償」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、この規則による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。